

## 浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

### 開催日時

令和3年7月29日（木）午後1時30分開議

### 開催場所

第1委員会室

### 会議に付した案件

- 1 行政区再編協議
  - (1) たたき台6案の比較検討（地域拠点）について
  - (2) たたき台6案の比較検討（主要組織の方針とデジタルの活用）について

13:30

### 行政区再編協議

#### ◎結論

継続協議となっている認定項目「①地域拠点」について、前回、指摘のあった項目において、当局からの追加資料により了承し、残りの項目について協議を進め、大枠で認定することとなりました。

また、認定項目「②主要組織の方針とデジタルの活用」について、①と同様に協議に向けての質問事項に基づき、土木・福祉・教育等の項目ごとに当局からの提案に対する協議を図り、大枠で認定することとなりました。

#### ◎発言内容

##### （1）たたき台6案の比較検討（地域拠点）について

○高林修委員長 それでは、協議事項に移りたいと思います。

継続協議となっておりますたたき台6案の比較検討のうち、認定項目①地域拠点につきまして、前回の協議結果をお配りさせていただきました。

A4縦の右上に、令和3年7月29日、表題「行財政改革・大都市制度調査特別委員会7/14質問事項に対する協議結果」でございます。

このうちナンバー1、認定項目、区役所と、それからナンバー19、認定項目、区役所・行政センター・支所については、協議継続としており、新たな統一基準を設けることについて検討が必要かと思いますが、この件に関して御意見のある方は、まず御発言を願います。

○小野田康弘委員 自民党として、前回の委員会でも提案させていただいたとおり、3区案、4区案の北区の一部と西区の区割案につきましては、現在の北区役所に区役所を位置したほうが良いという形で提案をさせていただきたいと思っております。こちらのほうも区割案の中で、場所的にも中心部になりますし、合併してきたところの地域にも配慮した区の設置、また浜松市全体で考えたときに、区役所の位置のバランスを考えたときにも、やはり北区の細江にある区役所が適任だと考えております。

もう1点、ナンバー11の浜北区と東区の一部の区割案につきましては、副都心という位置づけで、浜北区役所を区役所とすることを提案します。やはりこの区役所というのは、総合的に判断して決めてい

ったほうがよいと思いますので、自民党として提案いたします。

以上です。

**○高林修委員長** 今回の自民党の提案について、ほかの会派の皆さんから質疑・意見はございますか。前回の繰り返しにはなりますが、特にありませんか。

[発言する者なし]

**○高林修委員長** それでは、ナンバー1、ナンバー19に関しましては、9月、10月の市民への説明会において、御意見を賜り、それを踏まえて、内定時まで結論づけることにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**○高林修委員長** それでは、そのようにさせていただきます。

それから、次、ナンバー2、3、5、6、20、21、32、34については、当局から新たな資料の提出待ちとしており、これに関する追加要求資料について、当局から説明をお願いいたします。

事前にお配りをいたしました別紙1-1、1-2、2、3とあります。この4枚を御覧いただきながら当局の説明をお願いいたします。

**○区再編推進事業本部長** それでは、まず別紙の1-1をお願いいたします。再編後の組織です。

6月16日の本特別委員会に提出をした資料の別紙8、業務関連イメージを改善したもので、具体的には指示命令系統、本庁業務、区役所業務、エリアマネージャー、コミュニティ担当職員の配置等を明確にしたものでございます。本庁の組織は背景色が薄い緑色、区の組織は水色、協議会は薄いオレンジ色でお示しをしています。指示命令系統は、黒色の太い線で表しており、市長から副市長へ、そして本庁であれば、副市長から各部長へ、区役所であれば、区長へという流れになります。ボトムアップの場合は、各課や協働センター等から逆の流れになります。また、区役所の庁舎と行政センター、支所の庁舎は太い線と細い線からなる灰色の二重線の枠囲みで表しています。福祉事務所は、本庁組織になっても区役所の庁舎に配置されます。エリアマネージャーは、区振興課と行政センターに1人ずつ配置します。コミュニティ担当職員は区振興課と行政センター、そして協働センターにそれぞれ複数名を配置いたします。資料の一番右側は協議会についてで、6月30日の本特別委員会に提出した資料の別紙2、協議会イメージをお示しするとともに、区の組織との関わりを表したものでございます。

別紙1-2をお願いいたします。別紙1-2は、別紙1-1をベースに区の予算、人事の流れについて区政を担当する副市長の関わりを含め表したものでございます。赤い矢印が予算要求のラインで、赤色のひし形に予算の流れとして、①の区長が作成から⑥の市長協議までの流れを記載しています。この①から⑥は矢印横の丸数字に対応しています。区の組織と協議会を結ぶ双方向の矢印の中に、②' という表記があります。これは区が予算要求するに当たり、事業の概要や方向性について協議会に諮問することを表しています。青矢印は人事要求のラインで、青色のひし形に人事の流れとして①から⑥の流れを記載しており、予算の流れと同様、矢印横の丸数字に対応をしております。

別紙2をお願いいたします。別紙2は、区役所における正規職員、再任用職員、会計年度任用職員の役割分担です。それぞれの職員の役割は、ここに記載のとおりでございます。一番下のポツは会計年度任用職員の雇用目的で、定型的な業務・補助的な業務を通じて市政に関わっていただきたいという考えの下、採用しているものでございます。

別紙3をお願いします。別紙3は、区役所と行政センターでの管理職の配置です。6月16日の本特別委員会に提出した資料の別紙に職員数の試算の考え方を補足したもので、区役所の管理職員について、

行政センターに移行した場合どうなるかお示しをしています。行政センターには、所長と副所長を配置いたします。

説明は以上でございます。

**○鈴木副市長** 補足の説明のお話をさせていただきます。最初に、区政担当の副市長の配置、天竜区役所を想定しているわけですが、そのことにつきましては、もちろん今までに議会から質問が出たことを受けて、また地域からの質問で、総合区の特別職となる区長との違いなどの検討をした結果、新たに提案したことでございます。そして、また先ほど説明してありますように、決してこの副市長配置が天竜区単独で区割案を決めるための前提条件ではありません。あくまで、区割案の決定と担当副市長の配置については別物でございますので、必要なら別々に協議をして、決めていただけるものという認識を持っております。

もともと副市長を3人にし、天竜区を所管するということになるならば、副市長を3人制とする例規を部分的に修正しなければいけませんし、また3人目の副市長を誰にするかということも議会に提案して、議決いただく案件でございますので、全く別物というふうに考えていただきたいと思います。

したがって、この副市長の配置につきましては、まずは区割案を決めていただいた後、条例議決までの間に、別途協議いただければいいかと思っております。

以上です。

**○高林修委員長** ちょっと副市長にお尋ねしますが、よろしいですか。区割案決定後というのは、一応予定しているのが来年の5月ということになりまして、それ以降に決めて……

**○鈴木副市長** それまでに。

**○高林修委員長** それまでに。

**○鈴木副市長** はい。

**○高林修委員長** はい。分かりました。すみません、聞き間違えでした。それまでにと。

それでは、本部長、それから副市長からの説明は終わりました。

この追加要求資料により、各質問事項の理解が得られたということであれば、次に移りたいと思いますが、とりあえずこの4枚の資料について御質疑のある方いらっしゃいますか。

**○稲葉大輔委員** 短期間で非常に分かりやすい相関図を作っていただいております。

1点確認と意見ですけれども、行政センターと市庁舎の枠の中に副区長から伸びた線が、行政センター、支所というふうに青い囲みで今表示されています。この言いたいことは何となく分かるのですが、実際、区役所庁舎の中には区振興課とまちづくり推進課と区民生活課があって、その下に協働センター、サービスセンターがあると。恐らく行政センターの中にも、この区振興課の出先グループというような形がそれぞれの課、名前は変わるのかもしれませんが、行政センター、支所にも置かれるだろうと思われまして、また資料の別紙の3の管理職の配置にも明示されているとおり、行政センター長は区振興課長相当ということでありますので、その青い行政センター、支所の青枠のところは、区振興課と同等の方が行政センター長ということになると思っておりますけれども、機能的にこの行政センターと支所というのが上の区役所庁舎の3つの課のグループだということが、明確にこの青枠のように示す、区のほうのように示されたほうが分かりやすいのではないかと思います。認識が違うかどうかの確認と意見ということでお願いします。

**○区再編推進事業本部長** 今御指摘のありましたように、行政センターと支所に関しては課相当の組織ということになりまして、例えば支所を例に申し上げますと、支所は現在の第1種協働センターで

ございます。第1種協働センターは、区役所の課相当の出先の組織になりますので、第1種協働センターの所長は課長と同等ということになります。

現在においても、例えば天竜区ですけれども、第1種協働センターが4か所ありますが、それぞれ地域振興をつかさどるグループであるとか、窓口業務をつかさどるグループを配置していて、それぞれ業務を行っておりますので、先ほど稲葉委員から御指摘のあったように行政センター、あるいは支所においては、区役所における区振興課やまちづくり推進課、区民生活課に相当するグループがあるということになります。

**○稲葉大輔委員** ということであれば、ちょっと懸念していたのが以前の質問の中にもあったのですが、協働センターから上がってくる区役所ではない地域の場合に、行政センターや支所で協議されたものが区役所内の振興課、推進課に一旦集約されるのではないかとというような懸念があったかと思えます。この図のとおり、副区長から並列で出ているのであれば、区役所内の各課を通らずに行政センター長からは直接副区長、区長へ上がっていくということではよろしいですか。

**○区再編推進事業本部長** 例えば、協働センター、行政センターにぶら下がっている協働センターからのボトムアップということであれば、今指摘のとおりでございまして、例えば振興課長と行政センターの所長は区の課長ということで同格でございます。

ただし、業務の性質上、区振興課が区役所のいわゆる総合取りまとめの機能を果たすというようなことがある場合に関しては、そちらのほうも状況は把握しながらということで、区長調整、副市長調整をしていくということはありません。

**○稲葉大輔委員** ありがとうございます。確認できましたので大丈夫です。

**○高林修委員長** ほかにこの別紙4枚について御質疑のある方。

**○加茂俊武委員** 1点、福祉事業所長というのがありますがけれども、これは福祉事務所とはまた違うという解釈でよろしいですか。この辺の誰が結局福祉事業を認可するとか、認定許可とか、その辺はこの福祉事業所長がするのか、またこの本庁のほうに福祉事務所長がいたりするのか、よく理解できないのですけれども。

**○区再編推進事業本部長** まず、福祉事業所というのは、今回の再編で御提案をしている呼称とか名称ということになります。これは先期も福祉の分野についての本特別委員会で御議論いただいたときから変更しているものではございません。いわゆる今、区役所でやっている福祉事務所の役割というのは、再編後においてはこの福祉事業所に引き継がれますが、区役所組織から本庁組織にするということでございます。

福祉事務所の設置というのは、区の数に合わせるという御提案もさせていただいておりますので、福祉事業所長は区の数だけ配置されるということでございます。具体的に、どこの場所にいるかということとは、区役所にいるという想定でございます。

**○加茂俊武委員** はい、分かりました。存在は区役所にいるけれども、組織としては本庁ということですね。分かりましたので。

それから、意見ですけれども、一応予算の流れをこうして詳しく書いていただいて、本当にありがとうございます。今まで7人で予算要求していたものが、今後、区によって2人になるのか、4人になるのかというところで、今後の議論の非常に参考になるので、また検討をさせていただきます。

以上です。

**○酒井豊実委員** まず、第1点目は、別紙2について確認をさせていただきますが、防災体制が取ら

れたときに、実際に現場で緊急配置につくのは正規職員、それから再任用職員までということによろしいのか、伺います。

**○区再編推進事業本部長** 例えば、警報が発令されたときということで。

警報が発令されたときに、区役所における動員体制ということによろしいですか。

**○酒井豊実委員** はい。

**○区再編推進事業本部長** 基本的には、会計年度任用職員以外の職員が対応するということになるのかと思います。主には正規職員になりますけれども、場合によっては再任用職員ということもあろうかとは思っています。

**○酒井豊実委員** 今、場合によってはという表現をされましたけれども、この間も警報が発令されたり、緊急避難場所が開設されたりというのが、天竜区内では、直近でありましたが、その場合にももう既に再任用職員が配置についていると、こういう判断によろしいですか。

**○区再編推進事業本部長** 私が今、場合によってはと申し上げたことに関して言うと、例えば区本部のほうではなくて、地区防災班のところ、いわゆる避難場所を開設したというようなときに、場合によってはそういうこともあろうかということで、個別具体的な事案となっているとかそういう話ではなくてという意味でございます。

**○酒井豊実委員** それでは、別紙1-1から別紙1-2に関してであります。一番注目されている副市長を（区政担当）として配置するという提案ですよね。当初の提案されてきたときには、副市長は天竜区に配置すると。特別な区であるので、そこに副市長を配置するというようなことで、マスコミ等でも紹介をされたわけですが、いずれにしても、現在の区長が各区の最高責任者として区政を統括して、市役所と調整、連携をしてやっている中で、区長の上に副市長を乗せるというのは、私としてはいかがなものかと感じています。

その場合、区長の権限が縮小されるのではないかと、区長の権限ということに対して非常に不安、心配がありますが、その提案の真意ですね、これがいまいち理解できないところです。いかがでしょうか。

**○高林修委員長** 酒井委員、先ほど副市長からもいろいろ説明がありました。組織に関しては、この後、協議をしまして、先ほどの防災に絡んでも後の協議でいたしますので、まず御意見としてここでどめておいてください。よろしくお願いいたします。

ほかにこの資料についての御質疑のある方はいらっしゃいますか。

**○松下正行委員** 別紙1-2ですが、新たな資料ということで要求させてもらって、協議結果の内容的にはこの別紙1-2になっているということで、区長の権限というところで、総合区と総合区の区長の役割の詳細と仕組みを具体的に資料で示してほしいということをおっしゃっていただいたのですが、この協議結果としてこの別紙1-2が出てきたということですが、ここにはそういったものが一切触れられていないので、そこら辺が出るのか出ないか確認です。

**○区再編推進事業本部長** 今回の別紙1-1、別紙1-2に関して言うと、総合区を想定したものではありません。いわゆる一般的な行政区において、区政担当の副市長を置くということをお示したものでございます。

そして、総合区に関しては、まだ現在においても政令指定都市の中で導入実績がないというような中で、国で示している総合区の仕組みに関しては、先日の本特別委員会で資料をお示しさせていただきましたので、当局といたしましては、総合区に関する資料というのは、前回お示ししたものであるという認識しております。

○松下正行委員 了解いたしました。

○高林修委員長 ほかほかございますか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、この資料4部については、当局の考え方ということで、了承をいたしません。よろしく願いいたします。

続きまして、ナンバー4、会派に持ち帰り検討となっておりますので、共産党さんから御発言をお願いいたします。

○酒井豊実委員 地域拠点のナンバー4であります。福祉と保健についてのことでありますが、最初の質問・意見・内容のとおりでありまして、やはり現状をさらに充実させると、あるいは人員を補強する、充実させるという姿勢は会派としても変わりません。それは今回のコロナ禍の対応でも、やはり保健所の機能が弱まっていたのではないかという心配は当たっていたかなど。非常に大変苦労されている状況の中では、この意見でそのままいきたいと思えます。

それと、逆に出先は集権的にまとめるのではなくて、縦割りとしなくて、分散配置させることによって市民サービスをより充実させるという方向であるべきだという点であります。2ポツ目のところそのあたりのくぐりも書いてありますし、総合区という点についても指摘してありますので、そういうことでぜひ議論を進めていただきたいというのが共産党からの意見です。

○高林修委員長 この回答については、会派に持ち帰って検討ということなものですから、今の酒井委員の御発言だと、この回答については了としないということだったということでしょうか。

○酒井豊実委員 そのとおりです。

○高林修委員長 それでは、共産党さんからは、このナンバー4の回答については、了とはしないということですので、現時点では共産党さんの意見をお聞きしたということになりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、ナンバー11、24、25、26、28、33、38、39については、当局説明は理解となっており、本日出された追加資料を確認の上、各質問事項に対する質疑はございますでしょうか。

申し遅れましたが、A4横の前回皆様へ配付しましたこの質問事項を再度見ながら結構ですので、御発言願います。

先ほどの組織図も見せていただいた上ですので、特にこの11から39については、了承するということがよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○高林修委員長 それでは、最後の31、41については、名称について今後検討としておりまして、そのような取扱いでいかがでしょうか。具体的に言いますと、第1種協働センターを支所とするということと、ふれあいセンターの名称を変えるということの2点だったと思いますが、前回の繰り返しはあまりしたくはありませんので、特に御発言があればおっしゃっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、31、41に関しましては、これも9月、10月の市民の皆様の説明会での御意見等を踏まえて、内定時まで結論づけるということでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○高林修委員長 それでは、前回の委員会で継続となっていたナンバー41までについては、これで終

わりとします。

本日、ナンバー42以降の協議に入りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

いま一度申し上げますが、先ほど言ったA4横の前の委員会で配付された行財政改革・大都市制度調査特別委員会7月14日の協議に向けての質問事項を見ていただきながら進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、恐縮ですが、ナンバー50、51、60、61、66、67については、市民クラブさんからの質問事項ですが、前の委員会でもう確認が取れていますので、協議を割愛させていただきます。市民クラブ、岩田委員、よろしいでしょうか。

**○岩田邦泰委員** はい。

**○高林修委員長** それでは、ナンバー50、51、60、61、66、67については、協議を割愛させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ナンバー42から始めていきたいと思いますが、ナンバー46までは、自民党からの協働センターに対する質問でございますので、まずこの42から46の当局の回答を踏まえて、自民党から確認したいことがございますか。

**○稲葉大輔委員** 回答のない43番ですけれども、サービスセンター業務の統一を図ったらどうだという意見であります。これについて業務の再編とかは、現状のままサービスを維持していくという回答で統一していただいていると捉えております。

また、市民サービスセンターの箇所でも同じお話が出てきますので、そこでも議論したいと思いますが、今回のこの再編に伴って、再編後に検討していくものと、再編前に検討をしていくものということで、いずれも検討はしていただけるというような回答ですが、やはりこのタイミングというのは、非常に大事だと思っています。

委員長からは46までというふうに言われましたが、関わってきますので53番のDXのところ、また後半のデジタル化のところでも詳しく出てきますので、ここも回答が再編後と再編前、要は内定案が決まったら詳しく決めるというところで、それぞれ決めるタイミング、あるいは協議を深めるタイミングというのが非常に大事だと思っていますので、そこだけ指摘をさせていただいて、それ以外についてはおおむね承らせていただきたいと思います。

**○高林修委員長** 稲葉委員、53も含めてということですのでよろしいですね。それでは、今の稲葉委員の質問に関しては市民部ですか。

**○市民部長** 御指摘ありがとうございます。

現状において市民サービスの低下を招かないという前提を維持していくというところでございます。議論のタイミングにつきましては、当局とすると、53番のとおり、再編内定後に具体的に検討を進めさせていただきますと思っております。

**○稲葉大輔委員** さきの発言のとおりですけれども、やはりこの区の再編というタイミングが市民の皆さんにとってどう伝わるかという点では、市民サービスがこの再編でどう変わるかというのは、非常に大きな伝わり方のポイントだと思っています。

ですので、再編案が決まってからの具体的な検討で、さらに踏み込んでいただいて、再編が行われる時点では、これだけ変わりますよということが示せるかどうかというのは、再編をしていく上では大きなプラス材料だと思っていますので、ぜひ重点的に検討をお願いしたいと思います。これは意見で構いません。

以上です。

**○高林修委員長** それでは、42、43、44、45、46、53については、自民党からの確認は終わりました。ほかの会派の方、御意見ございますでしょうか。

では、私のほうからこの件に関して、先ほどの単独副市長の話もそうですが、今、市民部長からの説明で、今後に向けては再編案内定後に具体的に検討という、いわゆるスケジュール感ですが、市民部長、内定が一応予定としては12月末で、決定が5月ということですので、全てが5月の決定までというふうには思っていないかもしれませんが、私も繰り返しになりますが、条例制定までには、もちろんその再編後も不断の見直しをされるということは当然のことでありまして、それはぜひお願いしたいというふうに思っていますので、組織についてはいろいろな意見、これから提案させていただいたりとか、当局とそれこそ二人三脚で協議をしていきたいと思っていますので、副市長、何とぞよろしくお願ひします。

それでは、チェック42、43、44、45、46、53は、一応これで済みということにさせていただきます。

次、47、48が公明党さんですので、公明党さんのほうから47、48について当局に対して確認されることはありますか。

**○松下正行委員** 特にありません。

**○高林修委員長** それでは、質問された公明党さんからは特にないということですが、ほかの会派の皆さんから47、48について確認をされたいことがありましたらおっしゃってください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** それでは、47、48は確認をいただいたということでよろしいですね。

稲葉委員、49と52も協働センターですけれども、これについては、

**○稲葉大輔委員** この2点については、回答で了承いたしました。

**○高林修委員長** 49、52、自民党からの質問に対しての回答については、ほかの会派の皆さんからは特に御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** では、49と52もチェックしてください。

なお、先ほど申し上げたように、50と51については、市民クラブさんの了承を得ましたので、これも了承済みということにさせていただきます。

それでは、54について、創造浜松さんのほうから確認されたいことはありますか。

**○太田利実保委員** この回答で確認させていただきました。結構です。

**○高林修委員長** では、54に関しましてほかの会派の皆さんから確認されたいことはありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** それでは、認定項目、市民サービスセンターに移りたいと思います。

まず、先ほどの反省の下に、自民党さんから市民サービスセンターについては、55と58と59が質問事項になっていますが、この3点について自民党から確認をされたいことはございますか。

**○太田康隆委員** 確認というか総括になるのですけれども、55と58、59について、市民サービスセンターに関連してですが、行政サービスを区、それから協働センター、それから市民サービスセンターでどう分担してやっていくかという話になってくるかと思いますが、58の回答にもあるように協働センターとサービスセンターの役割は明確に切り分けられているということで、サービスセンターでは課題解決や地域づくりに関する業務は行わないとこういうことですので、協働センターの役割、それか

ら区の役割、その辺のところも既に議論してきていますけれども、区の再編案が見えてきた段階で、もう一度サービスの適用体制について、ぜひしっかりと市民に分かりやすく整理していただきたいなと思います。

それから、我々の質問でも課題として投げかけている、ナンバー55ですけれども、そもそも今まで103業務を基本に市民サービスセンターで提供してきたと。その需要があるところと、それほどないところと、年間で非常にまちまちになってきています。

ですから、基幹のサービスセンターで行っていくとか、そういった配置も含めてサービスの提供の体制というのを、そろそろ浜松市として見直していくべきだということを申し上げてきました。

回答のほうでも、将来的には取扱件数や地域のニーズを把握する中で、不断の見直しを行っていくということですので、これはすごく大切なことですので、区の再編の議論と併せて、できるだけこうしたこともやっていっていただきたいということで、この回答については了解しました。

ということでもありますので、また具体的な再編案ができてくる中で、ぜひ分かりやすくサービスセンターの配置であるとか、協働センターの扱う業務であるとか、そういったところを市民サービスが低下しないという前提を言っておられますので、その中で示していただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

**○高林修委員長** 市民部長、特にコメントはありますか。

**○市民部長** 御意見ありがとうございます。

基本的には、再編に当たって市民サービスの低下を招かないという大前提の下で再編の議論をすることになっておりますので、統廃合やどこかの施設をなくすという話は、なかなかしづらい部分があるかと思えます。

ただ、御指摘いただいたとおり、それぞれのサービスセンターの取扱業務の実績については、傾向が強くなってまいりますので、区の再編とは、別のラインの中で効率的にサービスを提供していくために利用率を踏まえて検討するのは、当然必要になってくると思えます。これは大きな課題として認識をしておりますので、協議・検討は進めてまいりたいと思っております。

**○高林修委員長** よろしいですか。

**○太田康隆委員** 結構です。

**○高林修委員長** それでは、自民党からの55、58、59につきましては、ほかの会派の皆さんから何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** それでは、55、58、59については、了解をしたということでよろしいですね。

それでは、市民サービスセンターについて、公明党さんのほうから56、57、62、63、64の5件について、当局に確認されることはございますか。

**○松下正行委員** 56、57は、少し自民党さんとダブっている部分もあるので、これはこの回答で了解です。

それから63、この回答で了解とします。

それから、回答がないものについて、再度確認だけしたいと思えます。

62番、それから64番はこれです承という形で。その中で回答がないところの確認だけしたいと思えます。

**○市民部長** まず、62番の人員配置については、現行の職員配置の中で適正な配置数を維持していると考えております。御指摘をいただいたお話については、当然毎年の課題として認識をしながら、不断の取組として継続してまいりたいと考えております。

それから、64につきましては、個別に喫緊で是正をしなければならないような課題があるという認識は持っていません。回答の方向性が若干違っているかもしれませんが、サービスセンターについては、現状63で書いてあるとおり、ポテンシャルとしては十分に備えていると思っております。これをいかに住民の皆さんにお知らせして、身近なところで御利用いただけるようにしていくという点については、検討課題として認識をしているということで回答とさせていただきます。

**○松下正行委員** 了解しました。今の回答でいいです。

**○高林修委員長** それでは、ほかの会派の皆さんから、公明党さんの56、57、62、63、64につきまして御意見のある方いらっしゃいますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** それでは、56、57、62、63、64については、確認が取れたということでよろしくお願ひします。

なお、先ほどと一緒に60番と61番については、冒頭でお話ししたように市民クラブさんの了解を得ておりますので、チェック済みということになりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、地域拠点の削減効果という項目について、65番と68番については、公明党さんから出ておりますので、御確認されたいことはございますか。

**○松下正行委員** この回答で了承します。

**○高林修委員長** この65番、68番の公明党さんの質問に関して、ほかの会派の方から御意見や御確認されたいことはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** それでは、65番、68番の項目については、了解をいたします。

先ほど申し上げましたように、66番、67番については、市民クラブさんの了解を得ましたので、これも了解することになりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、認定項目のうち、①地域拠点につきましては、大枠での協議が調いましたので、認定することといたします。

## (2) たたき台6案の比較検討（主要組織の方針とデジタルの活用）について

**○高林修委員長** それでは、次にたたき台6案の比較検討、②主要組織の方針とデジタルの活用につきまして、協議を進めていきたいと思ひます。

なお、さきに御案内申し上げていると思ひますが、②の主要組織の方針とデジタルの活用に関しましては、当局の関係部局長にも本日は御出席をいただいておりますので、本日の委員会では、この②の最後の項目まで協議を行いたいと考えております。

それでは、本日配付しました資料のうち、A4横の「7月29日の協議に向けての質問事項」を御覧ください。先ほどと同じ書式になっております。こちらを御覧になっていただきながら、それぞれに協議を進めていきたいと思ひます。

先ほどの①の地域拠点については、各会派の皆さんの質問を一括して、確認をさせていただきましたが、今回ジャンルが多岐にわたるため、認定項目の中項目ごとに1つずつ区切って協議を行いたいと思

います。

なお、回答のうち、所管が異なる項目については、取りまとめて協議を行うことといたしますので、よろしくお願いいたします。

今申し上げたように、本日は最後の項目まで協議を行うつもりでございますので、多少時間が延びるのは仕方ないと思いますが、休憩につきましては、項目、大きなジャンルで区切ったところで、ある程度の時間の目安をつけたいと思っておりますが、今2時23分でございますので、3時頃を目安に一旦休憩に入りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは始めましょう。

まず、認定項目、土木から入ります。

土木は、ナンバー1からナンバー7、それからナンバー32、ナンバー46の質問事項にナンバリングがされておりますので、よろしくお願いいたします。

ナンバー1の質問事項に対する回答につきまして、自民党から確認したいことはありますか。

**○齋藤和志委員** 委員長、この土木のほうの位置とか配置、管轄、これについては、これまでの当局案について確認させていただきましたけれども、自民党浜松として、この当局案に対しまして、対案がありますので、その関係資料の席上配付とその資料の説明を簡単に行いたいのですが、よろしいでしょうか。

**○高林修委員長** 許可いたします。

それでは、資料の配付を事務局、よろしくお願いします。

[資料配付]

**○齋藤和志委員** それでは、対案の簡単な説明をさせていただきます。

自民党浜松としては、土木部につきましては、政令指定都市移行後、組織体制についてこれまで幾度の変遷経緯がございます、現在の体制に落ち着いており、これがなじんできておりますので、理由欄に記載したとおり、現行の4土木整備事務所、そして三遠南信自動車道整備事務所、そして土木グループを基本として、それに加えて新区割案との整合性、つまり土木整備事務所の所轄の変更を図るという提案でございます。

資料を御覧いただきたいのですが、この中で区役所の位置につきましては、今後、議論をしていく中で決めていきますけれども、とりあえず当局提案の区役所の位置を赤丸で示させていただいております。

最初のページですけれども、これは現行の4土木整備事務所、三遠南信自動車道整備事務所、土木グループの位置と土木整備事務所の所轄範囲をプロットしたものとなります。なお、今後いずれの区割案におきましても、天竜土木整備事務所の所轄は現行どおりとなっております。

次に、ナンバー2につきましては、現行どおり。

ナンバー3は、南土木整備事務所の所轄を、東区まで拡大し、その分、現行の東・浜北土地土木整備事務所の所轄を縮小。

そして次に、ナンバー6とナンバー7は北土木整備事務所所轄を現行所轄に西区を加えたものとし、これに合わせ南土木整備事務所の所轄は、現行所轄から西区を外すと。そして、東区を新たに所轄とするというものでございます。

それから、次のナンバー10についてでございます。これは、ナンバー6とナンバー7の北土木整備事務所の所轄に可美地域を加えた所轄とし、そしてナンバー11は、ナンバー6、ナンバー7の東・浜北土木整備事務所の所轄は蒲地区を除く東区までに拡大し、その分、南土木整備事務所の所轄を縮小すると

いうものでございます。

そして、当然ながらこの各土木整備事務所所轄の拡大や縮小に応じた職員数の配置も行っていくというものでございます。

ここからがお願い事項がありますけれども、この対案について当局側としての回答を明示、提示していただきたいということで、その期限につきましては、できるならば次回の特別委員会までに明示していただきたいということを、併せてお願い申し上げます。

以上となります。

**○高林修委員長** 自民党浜松からの資料に基づいた説明がありましたが、今、齋藤委員のほうから提案について当局として検討して、回答をいただけるかどうかをお聞きしますが、いかがでしょうか。いつまでにも含めてですけれども。

**○土木部長** では、検討してお答えを差し上げます。

**○高林修委員長** 次回が一応8月12日に特別委員会が予定されていますけれども、それまでに御回答いただけますか。

**○土木部長** はい。

**○高林修委員長** ありがとうございます。それでは、次回の特別委員会、8月12日の特別委員会までに当局として、この提案に対して御回答をいただけるということでございますので、よろしく願います。

なお、大変申し訳ないですけれども、今、席上配付をさせていただいたばかりでございますが、ほかの会派の皆様につきましては、次回、当局の回答をいただいた時点で、この提案について質疑を受けたと思います。いかがでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**○高林修委員長** それでは、ほかの会派の皆さんも次回の委員会で質疑・御意見を述べていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

**○太田康隆委員** 自民党の提案については今のおりの取扱いでございます。

この土木部の回答の中にある道路・河川の適正な維持管理や要望・相談の受付、許認可に関する業務量等に応じて職員を配置したという2ポツ目のところでございます。

4土木整備事務所体制を提案していったのは、平成17年の合併の当時は、それぞれの総合事務所に建設課があったものを、政令指定都市に移行するときに、南、北、浜北、天竜と4つの土木整備事務所にして、それを平成23年に南の所管が大きくなったものですから、東区に関わるものを東・浜北として統合していったと。現在の4土木整備事務所、もう十数年来ているというふうなことでございますが。

当局から先日6月16日に、回答された土木整備事務所の職員の張りつき方を見ますと、例えば再編案のナンバー3とかナンバー6を見ると分かりますが、浜北区については、人員が8名になっています。現状では二十数名、土木整備事務所にいるわけですが、8名体制で維持修繕は対応できるとして、新設であるとか整備、河川も含めてその辺がこの8人体制で可能だというふうなことでこれを提案されているのか、その辺を確認したかったのですが。

もし、今日、御回答難しければ、次回のおきでも結構です。

**○土木部長** 本日、自民党さんのほうから提案された案がございましてけれども、我々としては出先に対して市民サービスを全市的にカバーできるよう強化する方向で、災害、または整備・維持管理・メンテナンス・老朽化、いろいろ課題がありますけれども、そういった形で一生懸命案を考えました。

その結果を既に提示させていただいているという前提で、今の8名という人数も、浜北区——この区割案が様々ございますけれども、そういった道路の管理延長、橋梁の管理数、または災害の発生箇所数に最も近いようなところで何人必要なかを全部逐一緻密に積み上げた結果が、御提示した結果でございますので、8名としては、人数は確かに事務所から出先には減るのですけれども、そういった観点で対応は可能だという人数でお示ししているものでございます。

**○太田康隆委員** 今までは1市で土木部を管理していたところなのですね。市街化区域もありますので、当然都市計画道路の整備であるとか、そういったものも抱えているということも前提とすると、新設改良工事、新しい整備が担えないというような認識をしたものですから、質問させていただきました。

その辺も含めて、また次回の議論で確認していきたいと思います。

**○高林修委員長** ほかに自民党のほうから確認したいところというのはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** それでは、この自民党の土木に関する1番の質問に関して、他の会派の皆さんから御質疑・御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** それでは、ナンバー1については、今、太田康隆委員のほうからの質問もありましたので、これは継続とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ナンバー2に行きます。

共産党さんのほうから質問がありましたが、この当局の回答について、確認されたいことはありますか。

**○酒井豊実委員** 2番の理由のところにも書いてありますが、同時多発の災害というのが、今までもそうですが、これから海岸部から山岳地帯までの同時多発の災害ということが非常に危惧されるし、恐らく発生する可能性が高いのではないかと考えております。

ですから、緻密な出先からの事務所の配置と、さらに即行性という点では、現場の地理だとか地質だとか分かるような専門的な技術職員、地域技術職員の配置というのが、あるいは養成というのが非常に大事だとこの間、痛感しているわけですが、御回答の中にはそこまで想像される部分はないわけですが、もう少し説明をお願いします。

**○土木部長** 今の御質問につきましては、ここに書いてあることの書きぶりが弱いということなのかもしれませんけれども、おっしゃるように、先ほども説明しましたけれども、同時に広範囲に災害、市民の安全・安心を守るためには、災害にどれぐらい早く対応できるかといった部分がかなり大きいということで、あと市民の相談・要望等にいち早く現場に行けるような体制を構築すると、そういった観点から今回ここに書かせていただいているように、三ヶ日地区に1か所拠点を増強して、今、集中して、引佐、三ヶ日などについては、この5年間の災害の実績を見てもかなり多く広がってきているので、そういった部分にも手当しようという考えの当局案でございます。

そういった意味で、三ヶ日地区に出先を1か所、なおかつその職員についてもそういった事務所内の人数を出先に、さらに特に天竜は昨年度のことがありましたので、今現在3名ですけれども、さらに管理の職員数を1人増やして、4名案にしたいという腹案ではありますけれども、そういうふうな思っているところでございます。

なおかつ、さらに大きな災害になったような南海トラフだったり、全国的な大水害となったときには、後段に書いてありますように、全庁的に土木全体、もしくは市全体として対応するというところで災害対

応の機能強化を図っていくと、このような答弁でございます。

以上です。

**○酒井豊実委員** 三ヶ日についての拡大提案については、了解をいたしました。

私は、常々天竜土木整備事務所で、事務所の中の様子や日々の動き、それから災害対応のときの状況、もう本当に職員が出払ってしまって、誰もいないという状況も目にしていますので、それが同時多発になったら一体どうなるのかということで、市民からはじゃんじゃん来るが、事務所では対応が利かないと。

それで、最初は配置されていた龍山協働センター、ここからはグループも撤退をしてしまったという。それで、またその龍山地区にまた災害が集中していたというところの問題もありまして、ぜひその辺についてさらに詰める必要があるのではないかと、そういう質問と提案でありますので、さらに御検討をしていただきたいということです。

**○高林修委員長** 先ほどの土木部長の補足説明も含めて、一応このことに関しては共産党さんとしては、了解はされたということによろしいですか。意見だけは聞きおくことといたしますが、それによろしいですか。

**○酒井豊実委員** はい。

**○高林修委員長** ということでございますので、ほかの会派の皆さん、この2番の質問について何か質疑・御意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** それでは、2番はそのような取扱いとさせていただきます。

ナンバー3、こちらは公明党さんからの御質問でございますので、確認されたいことがございますか。

**○松下正行委員** この件も回答で了解です。

**○高林修委員長** この3番については、質問をされた公明党さんは了解ということでございますが、ほかの会派の皆さんで特に確認されたいことはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** それでは、ナンバー3については、了解ということといたします。

次に、ナンバー4、自民党からの質問に対しての回答について確認されたいことはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** それでは、ナンバー4については、質問された自民党からは了解ということでございますが、ほかの会派の皆さんはいかがでしょう。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** それでは、ナンバー4については了解というふうにさせていただきます。

次に、5番は飛ばします。6番について、質問された創造浜松さん、確認されたいことはございますか。

**○太田利実保委員** 特にありません。この回答で了解したいと思います。

**○高林修委員長** 6番については、創造浜松さんは御了解ということでございますが、ほかの会派の皆さんで御確認されたいことはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** それでは、ナンバー6につきましては、了解ということにさせていただきます。

次に、ナンバー7につきましては、質問された自民党から確認されたいことはございますか。

○齋藤和志委員 特にありません。

○高林修委員長 ナンバー7については、質問された自民党は了解ということでございますが、ほかの会派の皆さんから確認されたいことはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、ナンバー7につきましては、了解ということにさせていただきます。

それで、飛びましてナンバー32を御覧ください。10ページになります。

このところは、認定項目、防災となっておりますが、所管が消防局と土木部になっていきますので、この32番に質問された自民党のほうから、確認されたい事項はございますか。

○小野田康弘委員 特にありません。

○高林修委員長 それでは、ナンバー32につきましては、質問した自民党からは了解ということでございますが、ほかの会派の皆さんからは特に確認されたいことはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、ナンバー32についても了解ということとさせていただきます。

そして、さらに飛びまして、ナンバー46ですね。14ページでございます。

ナンバー46、ここは、認定項目が地域拠点及び主要組織等のデジタル化になっていきますが、所管は土木部ということでございまして、質問された自民党のほうから確認されたいことはございますか。

これはナンバー4と回答が一緒ということでございますので、自民党、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、ナンバー46につきましては、質問された自民党から了解を得ましたが、ほかの会派の皆さんからは確認されたいことはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、ナンバー46については了解ということにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、土木部の皆さん、ありがとうございました。

〔土木部長 退席〕

〔健康福祉部長、医療担当部長、こども家庭部長 着席〕

○高林修委員長 先ほど、土木は1から7と申し上げましたが、ナンバー5については、議事の都合上、地域拠点及び主要組織等のデジタル化の項目で協議することといたしますので、御了承ください。

それでは、福祉・医療に入りたいと思います。

ナンバー8について、質問された自民党からこの回答に関して確認されたいことはございますか。

○鈴木育男委員 すみません、考え方としてはおおむね理解ができるところでございます。

ただ、その中でこの福祉事業所長についてですが、できる限り専任としたいと考えるが、専任とするか兼任とするかはその業務量によるため、再編案が決まり組織の規模が具体的に云々と、こう出ていますけれども、例えばどういう場合にどういう人と兼任とするかみたいなことは考えていらっしゃるのですか。

○健康福祉部長 パターンによっていろいろ考えられるということで記載していますが、一番分かりやすいと思うのは、例えば天竜区が単独で1つの区となった場合に、その区長が併任して、兼務をかけるというようなことが考えられるのかと思っております。

○鈴木育男委員 現状と同じみみたいな形の中で、小さい場所はそう考えていくと。そうすると極端に

言うとは2区案で言うとは、七十数万人に対して1人。そうすると業務量が多過ぎるのではないかということもちょっと心配されるわけですが、それについての対応は何か考えていらっしゃるのですか。

**○健康福祉部長** 現状の所長の業務量というのを考えていく中で、実際に所長がどれだけその所長としての業務量があるかということもあるのですけれども、そこら辺ももうちょっと見極めが必要などころもあるかもしれません。場合によっては専決を下に下げるとかということも考えられるところでもありますので、そういったことも考慮、加味しながら、決めていきたいと考えます。

**○鈴木育男委員** 分かりました。いずれにしろ、はっきりとある程度、方向が決まってこないとは、その辺の議論もできないということは理解しております。

ということで8については、私のほうからは以上です。

**○高林修委員長** 質問された自民党のほかの委員の方から確認をされたいことはございますか。

**○稲葉大輔委員** 今の最後の答弁にあったのですが、この解答欄にも4つ目のポツのところですが、福祉事業所内には社会福祉課などの課を設置するため、福祉事業所長の職位は課長より上位の次長級以上とするという回答がありました。

今の話だと、職位は次長以上ですけれども、専決を下げるというのは、権限をその下にも下ろすということではないのでしょうか。

**○健康福祉部長** はい、おっしゃるとおりでございます。

**○高林修委員長** 自民党のほかの委員の方から確認されたい事項はありますか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○高林修委員長** それでは、ほかの会派の方、このナンバー8について確認されたいことはございますか。

**○岩田邦泰委員** すみません、先ほど鈴木委員のおっしゃったところの確認ですけれども、この組織の規模が具体的に定まってから検討していくということですが、例えばさっきから内定時までにはとか内定後だとかという話が出ているのですが、その言葉に当てはめるとどこに当たるのかというのが、これだと分からないということです。一つにまとまった後で考えるのか、それまでにやるのかというあたりですけれども。

**○高林修委員長** そのところは、事業本部長にできればお答えしたいと思いますが。

**○区再編推進事業本部長** ほかの分野の御質問でも、例えば再編案内定後に詰めていくというようなことのお示しをしておりますので、それと同様かと考えます。

**○岩田邦泰委員** 内定後に考えますということでよろしいわけですね。

**○区再編推進事業本部長** はい。

**○岩田邦泰委員** 今回、部局ごとに回答を得ているものですから、この辺の言葉遣いが本部長と皆さんとの違いが出てしまっているのを認識しましたので、これからタイミングみたいなことを言うときには、言葉をできるだけ合わせて御回答いただくと助かるということで、確認までです。

**○高林修委員長** 岩田委員のおっしゃるとおりだというふうに思っています。各部局からの回答なので、そのいわゆるスケジュール感に関しては、この回答を見ているとやはり微妙な違いが散見されます。だから、あえて事業本部長のほうに御回答というふうに申し上げました。

今言われるように再編案が決まりという言葉一つ取っても、内定なのか決定なのかもよく分かりませんし、先ほどから私、こだわっていますけれども、このところはもう少しはっきりさせていただきたいなと思っています。

**○酒井豊実委員** 回答の5つ目のポツ、メリット・デメリットの記載であります、メリットは集約がメリットだと。それから、デメリットは分散がデメリットであるというところが、どうも市民サービスという点に軸足を置いて考えると、これで判断していいのかと思うのですが、グループの分散配置というのは、これはデメリットですか。

**○健康福祉部長** ここで書かせていただきました分散配置というのは、支所にはグループがあるわけですが、そこではいわゆる所属長がいない状況になります。そういった点は現行と変わらないのですが、そこがこの再編によって解消されるわけではないと。

ただ、そこはしっかりと職員間のスムーズな意思疎通というのを図っていかなければいけないということで記載をさせていただいたものでして、それはしっかりと対応していくということで考えています。

**○酒井豊実委員** 市の考え方としては、一応受け止めましたが、私としては納得できない部分でありますので、市民サービスを後退させない、さらによくしていくという立場が必要だと。そのための組織方針をしっかりと持っていただきたい、改めてもらいたいというのが要望であります。

以上です。

**○高林修委員長** ほかにこの8番について、ほかの会派の皆さん、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** 質問された自民党としては了解ということでよろしいですね。

今、酒井委員のお話につきましては、一応御意見ということで、今日、こうやってある程度具体的な組織図も出ていることですので、今後の協議の中でまた考えていきたいというふうに思っていますので、とりあえずナンバー8については……

**○関イチロー副委員長** できましたら、酒井委員、対案を出していただけますか。承服しかねるとかではなくて、もしこれをやるのだったらこういうことだというふうに今後お示しいただけたらと思います。

以上です。

**○高林修委員長** 酒井委員、よろしいですかね。

**○酒井豊実委員** はい。

**○高林修委員長** では、ナンバー8につきましては、この当局の回答を一応了解するというところでよろしいですね。

一応という言葉を使いますが、それは先ほどのスケジュールのことがありますので。

本部長、このところはいろいろあると思いますが、質問等がこの後、出てくるかもしれませんが、忍耐強く答えてください。お願いします。

それではナンバー9、質問された自民党から確認されたいことはございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** それでは、質問された自民党からは特に確認はありませんが、ほかの会派の皆さんからこのナンバー9の回答について確認をされたいことがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** それでは、ナンバー9につきましては了解ということとさせていただきます。

ナンバー10、自民党からの質問でございますが、自民党から確認されたいことはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** ほかに会派の皆さん、この回答で確認されたいことはございますか。よろしいです

か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○高林修委員長** それでは、ナンバー10につきましても了解ということにさせていただきます。

ナンバー11、福祉に関して質問された自民党からこの回答に関して確認されたいことはございますか。

**○鈴木育男委員** 福祉の分野ということで自民党としては、この答えで結構です。

**○高林修委員長** 11については、福祉のということと、市教委という言葉も入っていますので、教育もあるとは思いますが、該当所管はこども家庭部でして、このこども家庭部の回答について確認をしていただければというふうに思いますので、鈴木委員、よろしいですか。

**○鈴木育男委員** はい。

**○太田康隆委員** 家庭児童相談室ですが、これも区ごとの福祉事務所内のこども家庭関係所管課に配置され、出先グループに家庭児童相談室を配置するということになっています。今まで区の範囲で学校の数とか、地域の事情がどこまで酌み取れるかということからすると、エリアとしては非常に慣れてきたと思うのですけれども、区の数が減ったときに、所管がどのように変化していくのかというのは少し心配があります。その辺をもう少し教えていただきたいと思います。

本日の別紙1-1のとおりとなっているのですが、どのぐらいの範囲で、どのぐらいの規模でというのがちょっと見えない。

**○こども家庭部長** 家庭児童相談室は現状7区に1つずつ、社会福祉課の中に置かれております。それが区の数減ったときには、その区にこども家庭部を所管する社会福祉課になるのか、子供の単独の課になるのかということとは分かりませんが、まずそこが所管することになって、そこから行政センター等には出先のグループとして、それが1つのグループで家庭児童相談室として置くのか、子供関係も併せたグループとして置くのかということとはありますけれども、7か所に機能を残すという意味では変わりありません。

**○太田康隆委員** 通常学校から連絡が入って、それで福祉課が動いていくという対応になってくると思うのですけれども、それはグループであって、例えば兼務のような状態になる可能性もあるのではないですか、家庭児童相談室。それで対応できるのかなという、そういう心配です。

**○こども家庭部長** 学校からの通報は、一義的などころはその前で説明しているとおおり、社会福祉課の家庭児童相談室が受けるということとは変わらないということで、職員数の配置として今後区の数によって決まっていくと思いますけれども、区全体としてケースの状況によって対応していくことには変わらないので、まず通報自体は、家庭児童相談室にしていいただければいいと思っております。

**○太田康隆委員** 今は比較的児相も含めて、浜松市は対応がうまくいっているというふうに思っています。それが組織の変更になるものですから、そのことによって初期対応がうまく取れなくなっていくということを心配しておりますので、ぜひスムーズな移行になるように、またその辺は人的な配置も含めて、しっかりとしてやっていただきたいと思います。これだけではちょっと見えなかったものですかからお聞きしました。

了解しました。

**○高林修委員長** 最初に申し上げておけばよかったのですが、今は組織のことをやっておりますので、太田康隆委員もおっしゃいましたけれども、別紙1-1、1-2を御覧いただきながら、協議していただきたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、11、自民党浜松からの質問に対する回答については、了解ということで自民党さんはよろ

しいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 先ほどお聞きしたかもしれませんが、ほかの会派の皆さんもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、ナンバー11につきましては、了解とさせていただきます。

続きまして、ナンバー12、これも自民党からの質問ですので、自民党の皆さん、確認されたいことはございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 質問された自民党からは確認はありませんということですが、ほかの会派の皆さんもよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、ナンバー12につきましても了解ということとさせていただきます。

続きまして、ナンバー13、これは共産党さんのほうからの質問でございますが、共産党さんからこの回答について確認されたいことはございますか。

○酒井豊実委員 前の自民党さんの御質問とかぶっている部分と、回答もそうだろうと思っておりますが、ここではとりわけコロナ禍での実態を総括して、やはり組織・人員についてきっちり適材適所に、この別紙の1-1の欄外の米印の1のところ幅広のところを書いてありますけれども、私は全てのところを把握はしておりませんが、やはり吟味して、非常に弱い部分、苦しんでいる部分、その相談体制含めて、きっちりされた中で回答もされていると思うのですけれども、現状で何か一番課題とするところがありましたら出していただきたい。簡単をお願いいたします。

○健康福祉部長 コロナ禍によって業務量が増えている部分というのは、やはり生活において困窮という部分の方も確かにいらっしゃるので、相談件数が若干増えた時期があったり、住居確保の資金の相談とか、あと実際の支給についても増えています。

ただ、それについては必要があればその都度10人以上ということも必要かとは当然思いますけれども、区再編という意味においては、組織そのものをどうこうという状況とは今は捉えてございません。

○高林修委員長 酒井委員、よろしいですか。

○酒井豊実委員 現状分かりました。さらに勉強を深めます。

○高林修委員長 それでは、質問された共産党さんは了解ということでございますが、ほかの会派の皆さん、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、ナンバー13につきましては了解とさせていただきますので、よろしくお願ひします。

ナンバー14、質問された自民党の皆さんから確認されたいことはございますか。

○加茂俊武委員 これは私の文書の書き方が悪かったかもしれないです。提供の管轄というか、地域はどうなるのかというところを聞いたかったのですが、例えば北区役所が行政センターになったときに、生活保護を申請する場合には、どこの地区の人が生活保護を申請しに行くのか、どこへ行ってもいいのか、それを知りたかったです。あと、今は、区で介護認定協議会がありますよね。それがどういう範囲でやるのかというところを知りたかったのですが、すぐ回答できますでしょうか。

○健康福祉部長 福祉業務についての業務の提供範囲ということで、区役所が行政センターになった

場合についても、基本的には現状と変更ない形で進めていくと考えています。例えば今、お話もございました、生活保護について、ちょっと分かりにくくなりますけれども、現状の区で申し上げますが、例えば南区に住所のある方が生活保護を受けたいということで東区に申請にいらっしゃった場合に、仮にそれが再編後に1つの区であった場合という仮定ですけれども、その場合は、実際、東区に来られた方について、南区でやってくださいということは申し上げられない、受け付けることができるわけですけれども、やはり住所地とかそういったこともありますので、それはその方の事情も酌みながら対応していくということになるとは思いますけれども、基本的にはこれまでの考え方、これまでの所管エリア、これに沿った形で進めていくというふうに思っております。

**○加茂俊武委員** そうすると、それを具体的に示してほしいのですけれども、現7区体制をずっと維持していくイメージということでよろしいのでしょうか。生活保護で、旧北区の方は北行政センターへ行ってくださいにするのか、町ごとに細かく、この人たちはここへ行ってくださいと示すのか、その辺がどうもイメージが全然湧かないです。

**○健康福祉部長** 繰り返しになってしまって申し訳ないのですが、現在の区の区域をまずベースとして考えていくということですので、区でなくなった、行政センターになったところについても、そのこの旧の区の区域、新たに行政センターになったところも基本的には同じだと思っておりますけれども、ただ、もちろん今の区再編案の中で、区が分割されるようなところも当然ございますので、そこについては少し改めてというか、見直しをしていく必要があると考えています。

**○加茂俊武委員** 市民の方が迷わないよう、どこへ行っていいのかわからない、例えば案によると北区と西区が一緒になるナンバー3とかナンバー6とか7とかがありますが、では三方原の人たちが生活保護を受けたいときに中区役所へ行くのか、北行政センターに行くのかとか、そういうのが分からないと多分混乱すると思うので、また、その構想だけは教えてほしいと思います。

**○高林修委員長** 今の件は、事業本部長から回答をいただけますか。

**○区再編推進事業本部長** 今の加茂委員の御指摘の件に関していうと、今6つの案がありますけれども、6つの案ごとに、例えば福祉業務の生活保護の所管エリアをどのようにしていくのかというような資料をお求めという理解でよろしいでしょうか。

**○加茂俊武委員** それがあれば分かりやすいです。

**○区再編推進事業本部長** 6つの案でということであれば、そこは健康福祉部と調整して資料を整えたいと思います。

**○高林修委員長** 具体的にはね、エリアを色分けしてもらえればはっきりするということだと思えますが、いかがですか、加茂委員。

**○加茂俊武委員** 職員の数は示されているものですから、それが適正な職員さんの配置と合っているかどうかというのは、見るだけで多分、それで済むと思います。

**○太田康隆委員** 回答はいいですけれども、見えないところで、福祉事業所の所長が生活保護認定会の会長ということになります。だから、守備範囲が広がったときに情報がきちんと出てくるかという、そういう心配があります。やはり今までもその情報は様々、横の連絡を取りながら総合的にその会上がっていたと思いますが、広がると当然そこが雑になる危険性があります。そういったところとか、それから不正受給をいかに防いでいくかというようなあたりも、グループだけに任せておくと、情報としてはなかなか集まらないですね。それをどういうふうに進めていくのかというのがこれだけでは見えないので、特に質問するという事ではないですが、そこは課題として、認識していただきたいと思

います。

以上。

**○健康福祉部長** 確かにグループで単独というところもあるものですから、そこについては、御指摘のような御心配も当然だと思います。ただ、やはり離れていてもしっかりと課長に連絡するということは当然だと思いますし、そういった仕組みをしっかりとつくっていく必要があると思っていますけれども、それはやっていきますし、あと、審査をする会についても、非常に複雑なもの、難しいものというのは、実際、所長にも入っていただいて検討するということはありますけれども、事実上、日常的な審査については、課長を入れての会議ということでやっていきます。ですので、離れているグループであっても、テレビ会議を通じてやるとかということも十分できますので、そういった点もしっかりと取り入れた中で対応していきたいと考えてございます。

**○太田康隆委員** 伝統的に日本の文化の中には、人に迷惑をかけることを恥とする文化があって、地域によって、生活保護を受ける前の段階で親戚縁者いろいろ支援していくという、そういう文化が残っているところが浜松の中でもまだあります、3世帯で住んでいるところとか。だから、そういういいところは、ぜひ残していかなくはないので、広がって都市化していくと、一定の要件を備えれば、生活保護を受給していくという、すぐそこへ安易になってしまうということについても、浜松が持っている、特に縁辺部の郡部のいいところはしっかりと残していくというようなことを、またこの中でも配慮していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

**○高林修委員長** 御意見ということでよろしいですか、太田委員。

**○太田康隆委員** はい。

**○高林修委員長** このナンバー14についてはちょっと取扱いが難しくなりました。質問者の意図がきちっと伝わらないような質問だという加茂委員の反省もあり、いずれにしても回答は回答でいただきましたので、それは了としますが、先ほどの課題、宿題というか、その件に関しては、御回答いただきたいと思いますので、できれば、先ほどの土木と一緒に次回までにエリア分けができればと思っていますので、よろしくをお願いします。

それでは、ナンバー14については了解ということといたします。

ナンバー15、この自民党浜松からの質問ですが、自民党のほうから確認はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** それでは、ナンバー15については、質問者の自民党からは特に確認はありませんが、ほかの会派の皆さん、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** それでは、ナンバー15も了解とさせていただきます。

続きまして、ナンバー16、同じく自民党から確認されることはございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** 質問者の自民党からは確認することはないということですが、ほかの会派の方はございますか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** それでは、ナンバー16も了解ということにさせていただきます。

ナンバー17、これも自民党のほうからの質問ですが、確認されることはございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 自民党からの確認はありませんが、ほかの会派の皆さんから確認されたいことはありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、ナンバー17についても了解というふうにさせていただきます。

ナンバー18については、質問された創造浜松のほうから確認されたいことはございますか。

○太田利実保委員 特にありませんけれども、グループは残すということで、今までと業務は変わらないという御回答をいただきました。先ほどからお話が出ているように生活保護なども、認定までの期間が決まっていたりと、そういったこともありますので、そこら辺のところ为抓手と担保できるというところを意見として言わせていただいて、この回答については了解としたいと思います。

○高林修委員長 創造浜松さんのほうからは確認が取れましたが、ほかの会派の皆さん、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、ナンバー18につきましても了解とさせていただきます。

続きまして、ナンバー19、公明党さんのほうからの質問ですが、公明党さん、確認されたいことは。

○松下正行委員 この回答で了解です。

○高林修委員長 公明党さんのほうからは確認を取れましたが、ほかの会派の皆さん、確認されたいことはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、ナンバー19につきましても了解とさせていただきます。

ナンバー26まで続けさせていただきますので、よろしくお願ひします。

ナンバー20について、質問された自民党さんのほうから確認されたいことはございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 ナンバー20については、自民党のほうからは確認することはありませんということですが、ほかの会派の皆さんもこれでよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、ナンバー20につきましても了解とさせていただきます。

ナンバー21についても、自民党さんのほうから確認されたいことはございますか。

○鈴木育男委員 今後は集約してということですから、そういう方向だったらありません。

○高林修委員長 それでは、ナンバー21につきまして、ほかの会派の方は確認されたいことはございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、ナンバー21につきましても了解とさせていただきます。

ナンバー22、自民党のほうから、この回答について確認されたいことはございますか。

○鈴木育男委員 ちょっと半分嫌みみたいだけれども、現状の福祉専門職に不足は生じていないと認識しているという、この認識の理由とか説明を聞きたいです。とてもそういうふうには思えないのだけれども、なかなか大変だろうなと思っているから。

○健康福祉部長 福祉専門職というと、精神保健福祉士とか社会福祉士とか、ということと捉えましたが、そこは違っているのでしょうか。

○鈴木育男委員 いやいや分かりません、福祉専門職というのがそういう意味だったら。それでも広

報はままつでも募集していて、なかなか集まらないみたいな話が出ていたので、そういったことも含めて、今は大丈夫かということです。

**○健康福祉部長** 計画的に採用、例えば精神保健福祉士は、現状でも区のほうに計画的に配置していくということで、毎年募集をかけて配置しておりますので、特に御質問の不足ということは認識していないという状況で……、もちろんおっしゃるように、なかなか専門職ですので、たくさんの応募があるという状況ではないですけれども、欠員が生じているということでは、まずないということです。

**○鈴木育男委員** そういうことですね、分かりました。

**○高林修委員長** ほかに確認されたいことはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** それでは、ほかの会派の皆さん、ここの回答について確認されたいことはございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** それでは、ナンバー22についても了解とさせていただきます。

次にナンバー23、共産党さん、この回答について確認されたいことはございますか。

**○酒井豊実委員** この間、何度か意見を伺っておりますけれども、この回答内容で我々の意見は変わらないわけですが、保健センターということで、現在、区役所で対応するのは健康づくり課があって、そこには課長がいて、陣頭指揮をして、現在のコロナワクチン接種についても地域の医療機関、天竜であれば磐周医師会との対応を含めて、本当にきっちりとして頑張っているところです。それから、地域の住民の毎日の声もしっかり聞いて対応されていると思っているのですが、このように再編されることによって、そういう医師会との関係、住民とのサービスという点がやはり大きく低下するという危惧を強く持っています。それで、その要としての保健師さんの集約という点についても心配しており、文面は簡単でありますけれども、何かこれ以上の説明があれば聞きたいと思います。

**○健康福祉部医療担当部長** 確かに行政センターになった場合であっても、そこにグループを置きますので、住民と接するという業務があるのは全然変わりません。ですから、その辺をしっかり対応することによって、また、他の行政センターともしっかり連携することによって、その辺は担保できるものと考えております。

**○酒井豊実委員** 出先グループということで、現在の課長級の現場で責任を負って対応するという体制が確保できるのかという点と、集約されて、例えば保健師さんがグループに3名いるところ、いつも2人だとか1人だというような状況があるのではないかとこのところを心配しますが、いかがですか。

**○健康福祉部医療担当部長** 保健師を各出先にどのぐらい配属するかというのは、具体的な業務が決まってこないとはっきりしませんが、少なくともその辺で、今のサービスが低下するようなことはないつもりでございますので、御理解いただきたいと思います。

**○酒井豊実委員** ちょっと納得ができないので、この意見はそのまま留保しておきたいと思います。

**○高林修委員長** 質問された共産党さんは、一応継続ということとしていますが、ほかの会派の方は、今の酒井委員以外の確認をされたいことはございますか。

では、私のほうから1点ですが、この回答について言いますと、スキル向上、それからレアケースに的確に対応できるということはそのとおりだと思っています。これは、質的な部分でございまして、酒井委員とかぶるかもしれませんが、量的な部分についての体制ということについては、やはり今後、見直しも図っていただきたいと思います。私は思っておりますけれども、いずれにしても共産党さんとしては今のとこ

る了としないので、一応継続というふうにさせていただきますが、よろしく申し上げます。

それでは、ナンバー24、自民党からの質問ですが、確認することはございますか。

**○鈴木育男委員** 地域医療や救急医療が、区の再編で、それに起因する影響は出ないかと、こういう言い方になっているのですが、ここで言う地域医療というのは、例えば休日当番とかそういうことをやっているのかと判断されたのかも含めて、医師会単位で救急医療については、例えば夜間救急とか、地域医療と言ったときにはどういうお答えをされるのかなと思っています。

**○健康福祉部医療担当部長** 救急のことは念頭に置いています。当然、1次救急にしても、それから2次救急、3次救急にしても、あくまでも医師会単位で今動いていますので、そういった意味で、区の再編で、医療体制そのものは変わらないという認識をお示しさせていただいたということでございます。

**○鈴木育男委員** 地域医療とついているものだから、何も関係ないということならそれで済むのだけれども。

**○健康福祉部医療担当部長** 地域医療そのものも再編は関係がないと考えております。

**○高林修委員長** 今の回答で、了解でよろしいですか。

**○鈴木育男委員** はい。

**○高林修委員長** ほかの会派の皆さん、この24の回答について確認されたいことはございますか。

**○太田康隆委員** 今の区に属性を持ってやっている医師会の仕事がありますよね。先ほど15のところが出たと思いますが、3歳児健診というのは、浜北、天竜ではそれぞれ医師会が受けて集団健診でやっているでしょう。これは区がどういう形になっても、そこはそのまま維持していくという、そういう理解ですか。

**○健康福祉部医療担当部長** おっしゃるとおりでございます。

**○太田康隆委員** それから、夜間救急室も、旧浜松は鴨江で対応していますが、天竜とか浜北の場合はそういう対応ではないケース、医師会で何かやっている……、天竜かな。

**○健康福祉部医療担当部長** 天竜はやっています。

**○太田康隆委員** 天竜ですね。それはそのまま継続と。

**○健康福祉部医療担当部長** そのとおりです。

**○太田康隆委員** 分かりました。

**○高林修委員長** 太田康隆委員、それでよろしいですかね。

**○太田康隆委員** それはそのまま維持していくということで了解しました。

**○高林修委員長** それでは、ナンバー24については了承とさせていただきます。

ナンバー25、これは自民党からの質問でございますが、自民党で確認されたいことはありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** それでは、ほかの会派の皆さん、確認されたいことはございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** それでは、ナンバー25につきましては了解とさせていただきます。

それでは、医療の最後でございます。ナンバー26、質問された自民党、確認されたいことはございますか。よろしいですか。

〔「このとおりで結構です」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 ほかの会派の皆さん、確認されたいことはございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高林修委員長 それでは、ナンバー26につきましても了解とさせていただきます。

それでは、健康福祉部長、医療担当部長、こども家庭部長、御苦労さまでございました。

それでは、2時間過ぎましたので、ここで休憩とさせていただきます。3時45分まで休憩ということで、よろしくお願いいたします。

15:34

[休憩 (15:34~15:45) ]

15:45

○高林修委員長 それでは、再開いたします。

続きまして、中項目のうち、防災の分野について協議をいたします。

なお、先ほど申し上げるのを忘れましたが、ナンバー32の一部は土木の項目で協議済みとなっておりますが、消防団等については、ここで協議をいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ナンバー27、創造浜松さんのほうから質問ですが、創造浜松さんのほうから確認されることはありますか。

○太田利実保委員 この回答で了解したいと思います。

○高林修委員長 それでは、創造浜松さんは御了解ということですが、ほかの会派の方で確認されることはありますか。よろしいですか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○高林修委員長 それでは、ナンバー27については了解ということとさせていただきます。

続きまして、ナンバー28につきましても創造浜松さんのほうから御確認されたいことはありますか。

○太田利実保委員 これも結構です。この回答で了承したいと思います。

○高林修委員長 ほかの会派の皆さんのほうから確認をされたいことはありますか。よろしいですか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○高林修委員長 それでは、ナンバー28についても了解とさせていただきます。

ナンバー29、公明党さんからの質問ですが、確認されたいことはございますか。

○松下正行委員 これは、内容をよく分かっていない状態で質問してしまったものですから、これで了解です。

○高林修委員長 了解ですか。

○松下正行委員 了解にしてください。

○高林修委員長 公明党さんは一応この回答を了解ということですが、ほかの会派の皆さんはよろしいですかね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○高林修委員長 では、29番についても了解とさせていただきます。

それでは、30番、自民党からの質問ですが、確認をされたいことはありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○高林修委員長 それでは、ほかの会派の方、確認されたいことはございますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○高林修委員長 それでは、ナンバー30についても了解とさせていただきます。

ナンバー31、これも自民党からの質問ですが、確認をされたいことはありますか。

**○加茂俊武委員** 行政センターは、多分、地域本部になります。そうすると、基本的な所管のエリアというのは、例えば西区役所が西行政センターになったときには、雄踏町を所管して、そのことを区に報告するという感じでよろしいでしょうか。

**○危機管理監** 区再編に伴う防災対策のイメージを例にして申し上げますと、今、委員がおっしゃったように合併前の雄踏地域は雄踏にある地域本部が防災体制を行います。基本的に合併前の雄踏、舞阪であれば、行政センターとして雄踏、支所として舞阪をエリアとして避難所運営、それからそのエリアの中の情報収集、それらの区への報告ということを所掌するということになります。

**○加茂俊武委員** 先ほどの応急対策要員というか、緊急配備職員がいらっしゃいますよね。緊急配備職員の数は変わらないという回答だったと思うのですが、そうすると、その行政センターには情報を集める範囲は狭くなるけれども、職員は多く配備するという考え方は変わらないということよろしいですか。

**○危機管理監** まず、区の役割というのは、避難所の運営、それから区内、エリア内の情報収集が主な業務になります。そこに張りついている現行の応急対策要員の数というのは、そのエリア全体としては、再編後においても同数を置くという想定で今考えております。

**○加茂俊武委員** 分かりました。業務継続とかBCPの関係もあるので、そこは福祉業務、いろいろな業務がいつ再開するかということも含めて多く配置するということだと思いますので、了解しました。

**○太田康隆委員** 救急体制ですけれども、消防については、7消防署、現状を維持していくということで、非常に頼りがいがあると思うけれども、行政センターに格下げになっていったところの人員の配置もぐっと減りますよね。今までまちづくり課とか区長以下が対応していて、土木グループもあって対応していたところが、地域本部体制になってしまうということで、やはりマンパワーが減ることになってくるわけです。そうすると、それを補完するのは区本部ということになりますよね、場合によっては、区から応援に入ると。だけど、広域になると、そもそも物理的になかなかそこへ行けないとか、そういうことも想定されるので、この災害対応については、ぜひどういう形の区の再編案になっても、きちんと守られるような体制を取っていくべきではないかと思うので、ぜひそこは丁寧にやっていただきたいと思います。

**○高林修委員長** ほかの会派の皆さんで確認されたいことはございますか。

私からは、1点ですが、先ほどの加茂委員のお話は雄踏町に特化した話でして、管轄エリアのこともありますので、我々にその管轄エリアの図というのは示されていないと思っているのですけれども、それは出していただけるものですか。先ほどは雄踏町の話で、雄踏町はという御回答だったのですが、ほかのエリアについては具体的に……、今ここで示されないと時間もないので。例えばこの地域は、どこが所管するかということについては出してもらえるのでしょうか。

**○危機管理監** 基本的には、そのエリアの地域本部、それから避難所というのは現行と再編後においても変わるものではないと思っておりますので、その線引きの仕方によってエリアに振り分けられる行政センター、支所が引き続き所管するような職員配備というか、事務の所掌になると思っております。

**○高林修委員長** 分かりました。

ナンバー31についてはですね、ほかの会派の方よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** それでは、ナンバー31については、自民党さん、了解ということで。

続きまして、ナンバー32、先ほど申し上げたようにナンバー32については、水防団については土木でしたが、消防団に関することとございます。自民党から確認されたいことはございますか。

○小野田康弘委員 特にないです。

○高林修委員長 ほかの会派の方、確認されたいことはございますか。よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、ナンバー32については、先ほどは水防団についてですが、回答欄の上の2つのポツについても了解ということで、よろしくお願ひします。

続きまして、ナンバー33、これも自民党のほうから確認されたいことはございますか。

○小野田康弘委員 ありません。

○高林修委員長 よろしいですね。ほかの会派の方、確認されたいことはございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、ナンバー33についても了解とさせていただきます。

それから、ナンバー34、共産党さん、確認されたいことはございますか。

○酒井豊実委員 34の理由に、緊急避難場所、避難所の開設に遠方から駆けつける職員では、道路寸断等で確実に勤務地に到達できないという危惧も上がっています。現実にもそうだろうと思いますが、そういう対応もこの回答の中に課題としてありますが、これについてはもう少し踏み込んで何か対応策が考えられるのか伺います。

○危機管理監 被災は、災害の事象によって想定はいろいろですので、基本的にはここに回答したとおり、職員の居住地をまず優先して地区防災班員の選定を行っているところでございます。

○酒井豊実委員 そうはいつでも、回答にもありますように、職員が居住してない地域というのがだんだん広がっているように思っているの、周辺部の職員数というのは実数が分かりませんが、かなり比率が下がり、職員の所在地をピンポイントで針を立てますと、本当に空白域が広がっていると思うのです。これは消防関係についてもそうだと思うのですが、そこをどうするかということは、区の再編を考える場合も組織体制を加味しながらやっていく、そんなふうを考えております。一応、意見として出しておきますが、今後の課題として了解しておきます。

○高林修委員長 ほかの会派の皆さん、確認されたいことはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、質問者の共産党さんから了解ということでしたので、了解とさせていただきます。

次に、ナンバー35につきましては、自民党さんのほうから確認されたいことはございますか。

○加茂俊武委員 さっき所管のエリアも言っていただきましたので、それで取りあえず今後の検討材料にさせていただくということでお願ひします。

委員長がおっしゃったように、ちゃんとした組織でどこの範囲をこの地域本部は所管するかは明確に分かればありがたいです。今後の区の方案の中で、どの案が防災には最適だと選ぶときに、非常に参考になると思っています。

○関イテロ副委員長 別紙6という資料がありますが、そこに災害対策本部体制と防災、災害時の行政センターの役割、それから、A3で区再編に伴うナンバー2、単独案の防災体制イメージというようなものがありますけれども。

○加茂俊武委員 その町名が、そのまま担当のエリアという解釈でよければ、それで結構です。

○**危機管理監** 基本的には旧合併市町村を単位とした体制で現在も行っておりますし、今後の対応も基本的にそういうことになろうかと思っております。

○**加茂俊武委員** 3区案、4区案、その他の案でも一緒ですね。行政センターになる区役所のところは、その町の情報を集めて区に送るという解釈ですね。分かりました、今後の参考にします。それが適正なのかどうかというのはこれから判断させていただきます。

○**高林修委員長** ナンバー35、ほかの会派の方、確認されることありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高林修委員長** それでは、ナンバー35についても了解とさせていただきます。

ナンバー36、自民党から確認されることはありますか。

○**小野田康弘委員** よろしいです。

○**高林修委員長** ほかの会派の方、36について確認されることはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高林修委員長** それでは、ナンバー36についても了解とさせていただきます。

それでは、危機管理監、消防長、御苦労さまでした。ありがとうございます。

続きましては、中項目のうち、教育の分野について協議をいたしますので、当局側の御準備をお願いいたします。

〔危機管理監、消防長 退席〕

〔こども家庭部長、学校教育部長 着席〕

○**高林修委員長** それでは、学校教育部長とこども家庭部長には御着席いただきましたので、ナンバー37に移ります。市民クラブさん、御確認されたいことはございますか。

○**岩田邦泰委員** 確認したいことというよりは、区の再編の中で、今まで教育という部分は、学区の線引きはどうなるのかという話はあったのですが、教育行政自体に対して踏み込んだ話はなかったということで、このような書き方をさせていただいておりますが、基本、ほかの項目の回答を見ても、やはり区の再編とはちょっと別に考える必要があろうと。ただ、学校の中で、また今度はまちづくりのところに関係して……、④のところに関係してくる例えば青少年健全育成だとか、その辺の話のほうに関係するだろうという認識の下、ここに書いてあった回答で納得をするといったことでございます。

○**高林修委員長** それでは、ほかの会派の皆さんから確認されたいことはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高林修委員長** それでは、ナンバー37につきまして了解とさせていただきます。

ナンバー38、公明党さんのほうからの確認はございますか。

○**松下正行委員** この回答で了解です。

○**高林修委員長** ほかの会派の皆さんから確認されたいことはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高林修委員長** それでは、ナンバー38につきまして了解とさせていただきます。

ナンバー39、これは自民党から確認をされたいことはありますか。

○**加茂俊武委員** よく学校と連携して区長賞とかということを目にします。それは教育委員会と区が連携をしたようなもので、実施している事業はないということですが、全くないのか、見落としている部分があるのか、そこだけ確認させてください。

○**学校教育部長** 現在、我々の知り得る範囲、確認する範囲では、教育委員会主体で区ごとで何か表

彰する、支援するといったものはございません。

○加茂俊武委員 結構です。

○高林修委員長 よろしいですか。ほかの会派の方、確認されたいことはございますか。

○太田康隆委員 例えば、青少年健全育成会は中学校単位で設置されているため影響がないとなっているのだけれども、子供にとって、住んでいるエリアというのはそんなに広がらないですよ。成長とともに広がって行って、大人になればワールドワイドになるわけだけ。そうすると、一定の広さの行政区であったり、昔の旧町村であったり、そういうエリアというのは子供が成長していく過程で非常に重要な、いろいろなことを育む範囲だと私は思っています。だから、先ほど加茂委員が言ったように、昔から、例えば旧細江町であれば、細江町で町長賞とか、そういうふうにやってきたってということは、所管ではないかもしれないけれども、教育委員会が関わる青少年健全育成会であるとか、そういったところでは尊重されるべきものと私は思います。だから、あまりにちょっと冷たい、影響がないと言ってしまっているけれど……。

だから、今、マンネリ化している青少年健全育成会、学校単位で恐らく教頭が事務局になって、年間31万円ですか、予算を使って教育講演会か何かやっているけれども、昔から言っているように、そうではなくて、やはり青少年健全育成活動事業というのは地域に任せるべきです。それで地域の自治会が中心になって、その地域に所属する人間の中から青少年健全育成の指導者をつくって、子供たちと一緒にその地域、中学校区ぐらいをエリアとした地域でいろいろな、3世代交流の活動をするとか、そういうことをやることこそ、子供がその地域に目覚めるというふうに思います。

ですから、これは合併当初からいろいろ議論になっていきますけれども、青少年健全育成、中学校単位のその活動の在り方も含めて、区の再編後に、やはりそこらも考えてみる必要が私はあると思います。

○こども家庭部長 青少年健全育成会業務は、青少年育成センターが担当していますが、今、委員のおっしゃったように学校の教頭先生が主に事務を担っているため、事務の負担軽減ということもありますので、今後、どういう在り方がいいかというところはまた検討していく議論はあるかと思えます。まずは今少しずつ負担軽減していく中でどういうことができるかというようなところは検討中になります。

表彰につきましても、特に先ほどおっしゃったような区ごとで分かれているというものはありませんが、善行賞などを今の区の区長さんが渡してくださるというようなやり方はしているということはあると思いますので、それは区の大きさが変わるということには影響されないと思っております。

○太田康隆委員 青少年健全育成については、国民会議も解散しましたし、その時代とともに変化してきているのですけれども、以前、県がやっていた社会教育指導者初級講座とか、私も取りましたが、そういうような資格もありました。それから、青少年育成国民会議があるときには、通信教育ですけれども、健全育成アドバイザーという資格、そういう資格で全国から社会教育に従事する人たちを育成していくという活動がありました。そういう社会を挙げた青少年健全育成、戦後の貧しい時代から始まったので、その貧しさはもう一応克服したので、今の青少年を取り巻く課題は、逆にニートだとか、社会的な要請が変わってきたにせよ、子供のことを気にする大人たちを地域でどう育てていくかというのは大切だと思います。そういう意味では、社会教育というところを浜松市はもう少し、もう一回考えてみる必要があるのではないかなと思っているものですから、ちょっと申し上げました。

○高林修委員長 このナンバー39について、ほかの会派の方は確認されることはありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 私のほうから1点、今、太田康隆委員のお話は、私も重要だと思っています。今後、

④の地域づくりのところでもいろいろな議論があろうかと思っていますし、住民自治にも関わることだと思っていますので、またぜひともそのところで、太田委員以外の御発言を願いたいと思っています。では、39番については了解ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 ナンバー40、これも自民党から確認をされたいことはございますか。ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 ほかの会派の皆さん、ナンバー40について確認をされたいことはございますか、よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、ナンバー40につきましても了解とさせていただきます。

最後、ナンバー41、共産党さんから確認をされたいことはございますか。

○酒井豊実委員 区ごとの地域特性というのが非常に強いと思っております。とりわけ私の場合は、天竜区、北遠地域を念頭に置いていますので、大合併前は天竜・北遠地域は磐田方面と同一の磐週の教育ということがされていて、天竜川の西側の浜松地域とは違った生活を帯びた教育が地域、学校を連携して行われ、学校に対する地域の自治会を中心とした大変な応援があったということでもあります。

その後、その辺の小規模な小・中学校を無理やり統廃合させるのではなくて、小は小として大事にしながら、連合教育というものも色濃く進めてきたという経過がありますが、その一端は今も小さいところで連携して、継続していただいているようでもありますけども、新たに区の再編ということ考えた場合には、地域特性、それから学校間の連携、地域連携をもう一度再構築するべきだということから、今回の質問、提案ということになったわけであります。

回答では、区ごとの新たな組織の必要性は低いということになっておりますが、これは全否定ではない回答だと理解したのですが、必要性は低いという点での説明をもう一度お願いします。

○学校教育部長 教育委員会は当然、本市は1つということになりますが、御質問の理由にございましたとおり、それを分室みたいな形でつくっていくということで、我々受け取ったわけでございますけれども、そういう意味では、さきの質問にもございましたとおり、本庁組織の1か所を現行体制のまま実施をしていくという考え方であります。

それから、地域特性というお話もございました。少し行政区再編とは離れますが、教育委員会といたしましては、コミュニティスクール、学校運営協議会でミニマムな範囲、要するに各学校の単位で地域の課題解決、要するに地域の住民の方も参画していただきながら、地域特性について、特に伝統芸能であるとか地域の特性、そういったものを学校の運営、経営に寄与してもらおうと。そんな形で考えておりますので、そういった意味では、酒井委員のおっしゃる地域特性というのは、そういうところで引き継がれていくのではなかろうかと考えているところでございます。

○酒井豊実委員 今の学校の運営協議会、組織、あるいはそれらしい組織については、もう既に私どもの地域では、小学校区、中学校区で機能しているわけで、大きな成果を上げていると認識しておりますが、単位学校だけではなくて、例えば天竜区、あるいは北区の旧引佐町などについては、流域単位というところでの人の生活の動きと子供の活動の区域、小学校の文化、中学校の文化がありますので、そういうところ、さらにそれを広げた区の単位というところでの共通課題、問題を話し合っていく場が今後必要ではないかと思っておりますので、一応ここでは提起ということにしておきます。

○高林修委員長 了解ですね。

○酒井豊実委員 現状では了解しておきます。

○高林修委員長 分かりました。先ほどの39番とも関わるようなお話だと思いますが、一応、質問された共産党さんとしては了解ということでございます。

ほかの会派の方、この41番について確認されたいことありますか。

○関イチロー副委員長 先ほど部長がおっしゃられたように小学校の単位だとか、それから中学校区の単位だとかにして、多分、教育の現場での対象は広がっていくと思うのですが、ただ、今までの教育の中で、区という単位の教育というのがあったと思います。それがかなり広域になった場合に、その辺の整合性というものはどういうふうに今後、教育の中で考えてらっしゃるのでしょうか。

○学校教育部長 この行政区の再編に伴って、区が集約されるわけでございますけれども、そもそも区の中での歴史文化というのは、当然引き継がれていくという観点を持つのであるならば、当然そういったところは少し残しつつというのは、学校教育としても考えなければいけないと考えております。

○関イチロー副委員長 特に今、この7区で慣れているというか、そういうことといえば、例えば北区辺りの引佐の旧来の文化・伝統というようなものをベースにした教育をされていたりするのでしょうか、それが例えば中区とか東区とかと一緒にってしまった場合に、かなり遠いところのエリアも区域に入るとすると、その辺のところの強弱というのが非常に難しくなるというのでしょうか、どこまでを自分のエリアとして教育の中で、学校で教えていくのかということというのは、当然今後の課題になっていくと思います。地元の文化・伝統・芸能というようなもの、大きく考えれば、全部浜松市ではないかという考え方もあるでしょうけれども、多分それは広がっていくものということからいえば、その辺の配慮もまた今後示していただければと思っております。

○高林修委員長 意見ということでよろしいですか。

○関イチロー副委員長 はい。

○高林修委員長 それでは、ナンバー41につきましては了解とさせていただきます。

こども家庭部長、学校教育部長、御苦労さまでございました。ありがとうございます。

続きまして、中項目のうち、地域拠点及び主要組織等のデジタル化の分野について協議いたしますので、当局側は御準備をお願いいたします。

〔こども家庭部長、学校教育部長 退席〕

〔デジタル・スマートシティ推進事業本部長 着席〕

○高林修委員長 委員の方に申し上げますが、ナンバー5から始めますので、よろしくお願ひします。

それでは、ナンバー5の質問事項に対する回答について、市民クラブさんから確認されたいことはございますか。

○岩田邦泰委員 これも全部の中項目のところ、Wi-Fiだとかの通信環境のところというのは、今までの議論の中ではなかったので確認させていただこうというのがこのような書き方になっています。

回答のほうに関しても、デジタルファースト宣言等に基づいてということ書かれておりますので、基本的には、当然、通信環境というのがなければ、これが達成できないわけですから、推進していくものということで理解をしております。

あとは、細かい内容は、再編案の内定後ということでも書いてありますので、このあたりで了としたいと思っております。

以上です。

○高林修委員長 ほかの会派の方、確認されたいことはございますか。

自民党さん、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**○高林修委員長** それでは、ナンバー5については了解とさせていただきます。

それでは、42まで飛びます。自民党から確認されたいことはございますか。

回答がナンバー5と同じということですので、ここについても了解ということとさせていただきますが、ほかの会派の方、よろしいですね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**○高林修委員長** それでは、ナンバー43、自民党から確認されたいことはございますか。

**○稲葉大輔委員** 43ということではありますが、以降のナンバー50、51と大きく同じ方向の質問でございましたので、併せて回答について質疑、意見をお願いしたいと思います。46もそうですが、これは土木部ですので……。

まず、回答欄で、令和4年度末までにオンラインの推進強化月間でさらに順次、オンライン化の検証を一層進めると、力強い回答を頂きましたので、これは非常に期待したいと思います。

そして、オンラインと相談窓口の件、テレビ電話については、似て非なるものでございまして、テレビ電話の活用については、再編案内定後に具体的に検討ということとでございます。まさにテレビ電話こそがデジタル・ディバイドの皆さん方の理解を広める大きなツールだと思っておりますので、これについて、踏み込んだ回答を頂けたと認識をしております。

質問の43の中にネガティブリストを提示してほしいという書き方をしました。できないリストになります。オンライン化もそうですけれども、テレビ電話も含めて、このできないということが減っていくことが非常に大事でして、当然、デジタル庁ができて、これから規制改革もいろいろあると思っておりますので、順次変わっていくとは思うのですけれども、このネガティブリストみたいなものを現況で把握できているのか、あるいはいつ頃までに整理して順次進めていくのかというようなところが、そこにある目標とかそういった書き方になるのかなと思っておりますけれども、現状で分かる範囲があればお答えいただければと思います。

**○デジタル・スマートシティ推進事業本部長** 御質問の内容のデジタルトランスフォーメーションでできないアナログ業務、アナログ業務は結局DXができないのでアナログ業務という書きぶりだと思いますが、デジタルトランスフォーメーションが何を意味しているかによって大分違ってくるというのがまず1点あるのと、ネガティブリスト——今、稲葉委員御発言あったようにできないリストですけれども、それが逆に言うと、結果においてできないリストであって、検証の中で、どこまでを対象範囲にするのかというのは随時変わりますし、技術的なことだけを申し上げれば、費用対効果を抜きにして判断しろということだったら、できないことは限りなく少なくなると、現時点ではそのように思っております。

一方で、回答にも記載させていただいたような行政手続のオンライン化については、本市だけではなくて、国を挙げて政府がこれを推進していこうという立場を明確にしておりますので、そういうものとも相まって、本市では4年度まで、とにかく規制がないもので、取扱いの件数が多いものというような方針を立ててこれを取り組んでいくということをご具体化して進めていくと思っております。

**○稲葉大輔委員** 御指摘のとおり、DXの解釈、いろいろだったと思います。ちょっとここは雑な書き方をしているかなと思っておりますが、オンライン化と遠隔相談という、その2つにおいて、何度か私も発言していますが、実は区の再編の中で市民に伝わりやすい市民サービスの変化だと思います。これは再編と直結ではないかもしれないのですが、再編をやるタイミングだからこそ、ここまでできるとい

う強い意思表示もあっていいと思っけていまして、もともと再編をやろうという声が強くなかった我が会派でも、こういった理解の下に再編をしていこうという動きが出てきたことも事実だと思います。それは市民の皆さんも同じような感情があると思いますので。ぜひここについては、いろいろ詳細は大変だと思いますけれども、分かりやすく市民の皆さんに、ここまでよくなりますよ、変わりますよということは、できるだけ早く明示してあげることが理解につながるのではないかと思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

**○高林修委員長** 意見・要望ということでよろしいですか。

**○稲葉大輔委員** はい。

**○高林修委員長** 43については、自民党としては了解ということでよろしいでしょうか。

**○稲葉大輔委員** はい。ネガティブリストというものができるか、できないかというところは、難しさもあるということも理解しましたので、今後の見せ方ということですね、お願いできればと思います。

**○高林修委員長** 稲葉委員、これ43番だけで……

**○稲葉大輔委員** いや、50、51も一緒に。

**○高林修委員長** 一緒にということでいいですか。

**○稲葉大輔委員** 大丈夫です。

**○高林修委員長** すみません、ほかの会派の皆さんにもお伺いしますが、43、50、51について、一括になりますか、確認されたいことはありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

**○高林修委員長** それでは、ナンバー43、50、51についても了解とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**○高林修委員長** では、ナンバー43、50、51については了解とさせていただきます。

ナンバー44について、自民党のほうから確認をされたいことはありますか。

**○加茂俊武委員** これは、もしかすると区役所とかの項目で聞くべき話だったかもしれないですが、デジタル化にはマイナンバーカードが欠かせないということで、ここで質問させていただきました。今後検討するということなので、詳しくはまだ決まってないかもしれないのですが、今、国から直接区役所へマイナンバーカードが送られてきて、それを市民に交付している状態ですが、行政センターであっても、そこへちゃんと国から郵送が可能で、そこで受け取りが可能、更新もできるということだけ、これは間違いなくできますよということだけ、1回確認をお願いします。

**○市民部長** 加茂委員の御指摘のとおり、行政センターでの交付の受け取り体制も基本的に可能だと考えております。ただ、区の中に行政センターが置かれるような場合、例えば大きな中区になったときに、東の行政センターでもできます、西の行政センターでもできますという体制になるかということ、そこはなかなか厳しいところがございます。例えば西区在住の方については引き続き西行政センターで交付をいたしますというような形で御案内せざるを得ないかと思っておりますけれども、基本的に今と変わらない状態で交付体制はできると考えております。

**○加茂俊武委員** そうすると、健康福祉のときと同じですが、基本的に旧何とか区の方はどこかへ行ってくださいというような案内をマイナンバーカードが普及するまでしばらくしなければいけないということでもよろしいのかと、あと、5年ごとに更新があると思うので、更新のときにはどこへ行っていい

いのか、居住区でないとか駄目なのか、そこだけちょっと確認してください。

**○市民部長** まず、当面の間は、現在の区の形の中での御案内を市民の皆様にしていかなければならないと考えております。というのは、要するにカードは、一つしかございません。これはJ-L I Sというカードを作っているところから区役所に送られるものですから、行政センターで受け取る場合については、我々のほうで行政センターへ送るといふ形になります。どちらにお見えになるかが分からない状態ですと、すぐに交付できないので、行き先自体はきちんと決めた上で来ていただくということであれば、現行体制を維持するのがいいだろうという考えでございます。

更新手続についても、既に更新を迎える方々もいらっしやって、そこは現在、区で手続をしているということですから、国の仕組みがどのように変わるかに応じてではあります。現行のままでいけば、そこは引き続きお住いの区役所、もしくは行政センターのところで手続をしていただくことになろうかと思っております。

**○加茂俊武委員** 分かりました。現行区というか、今の7区という単位はしばらく、多分残して、それを市民へ理解させていく必要もあるということを理解しました。

また、詳しくは教えていただきたいと思っております。

**○高林修委員長** ナンバー44について、ほかに確認されたいことはありますか。

私から1点、確認ではないのですが、一応、聞くだけ聞いてください。再編の施行が例えば令和6年1月1日となっています、今のところ。そうすると、令和5年の後半の頃にはマイナンバーカードの申請が若干減る可能性があるという思いはありますけれども、一応それだけです。

それでは、ナンバー44につきましては了解ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** ナンバー45、自民党のほうから確認されたいことはありますか。

**○加茂俊武委員** すみません、これも本当はここではなかったかもしれませんが。現状、転出とか転入許可だと、協働センターから区役所へファクスとかで連絡が行って、許可されて、加入とか脱退とか、転入、転籍が行われていると思うのですが、区が広がっても、行政センターの提供する範囲の協働センターは、行政センターへ確認すれば転入・転出の許可ができるという解釈でよろしいでしょうか。

**○市民部長** 御指摘のとおりでございます。

**○加茂俊武委員** 分かりました。では、専決規程を課長に下ろす……、今でも課長なのか。分かりました、結構です。

**○高林修委員長** ナンバー45について、ほかの会派の方、確認されたいことはございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** では、ナンバー45につきましても了解とさせていただきます。

ナンバー46は、先ほど行いました。

めくっていただいて、ナンバー47、自民党のほうから確認されたいことはありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** ほかの会派の方もよろしいでしょうか。

それでは、ナンバー47につきましても了解とさせていただきます。

次のナンバー48、49、合わせて、回答がナンバー5と同じということになっていますが、自民党で確認されたいことありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 一括でよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○高林修委員長 それでは、ナンバー48、49については、ほかの会派の方、確認されたいことはあります。よろしいですか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、ナンバー48、49、すみません、両方とも了解とさせていただきます。

それで、ナンバー52、自民党のほうから確認されたいことはありますか。

○稲葉大輔委員 52、53一緒で。

○高林修委員長 52、53、一緒でよろしいですか。

○稲葉大輔委員 大丈夫です。意見だけ1つ。ちょっと今、探せないのですが、ほかのところで、協働センターでサテライトオフィス化を検討しますという回答を頂いたところがあったのですが、まさに職員の働き方改革とテレワークのようなところを、ぜひ先進的な取組として検討いただければと思います。これは意見で結構です。

○高林修委員長 稲葉委員、52、53は一括でよろしいですか。

○稲葉大輔委員 はい。

○高林修委員長 自民党のほうからは、52、53については、意見・要望がありましたが、確認することは特にありませんでした。

ほかの会派の方で52、53について確認されたいことはありますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○高林修委員長 それでは、ここも52、53ともに了解とさせていただきます。

それでは、ナンバー54、共産党さんのほうから確認されたいことはございますか。

○酒井豊実委員 これは、オンライン会議システムに関してですが、テレビ会議といえますか。協働センターへのこの配備というのは、ほとんど全て接続されているのか。区の協議会では、天竜区から北区も、たしかこのシステムで一部やっていると思いましたが、今後どういう展開になるのか伺います。

○デジタル・スマートシティ推進事業本部長 この54番の回答として記載をさせていただいたのは、市役所と区役所、これもテレビ会議システムを入れるために設備整備、例えばモニターでありますとか、あるいはタブレット、これを整備したことを書かせていただいております。今、委員の御質問ですと、そういうこととは別に、タブレットと例えばZoomというようなものがあれば、それはどこでもできることになるものですから、そういう対応というのは、今お話がありました例えば北区の協議会で昨年度の末からオンラインを一部取り入れるというようなことで試行しているというような各部局での取組ということになりますので、それを何か一つの基本方針があって、機器とセットで整備するということは、今はしておりませんが、必要に応じて各部局に配置をしてあるタブレットを使って会議にも利用できるし、不足があるときには、事業本部のほうで貸出しを用意しておりますので、そういったものを利用していただいて、オンライン会議を実施しているというのが現状でございます。

○酒井豊実委員 タブレットというよりも全体的な大画面でも、臨場感を持って参加し、双方向で音声もしっかりと聞き取れるというようなシステムになるべきだと思っていますので、こういう機会に、しっかりと末端まで、やるべきではないかと強く思っているという内容であります。

○高林修委員長 酒井委員、それはやはり意見・要望ということでよろしいですよ。

○酒井豊実委員 はい。

○高林修委員長 ほかの会派の方で、この54について確認されたいことはありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、54についても了解とさせていただきます。

それでは、ナンバー55、共産党さん、確認されたいことはございますか。

○酒井豊実委員 ここでは光ファイバーの回線のことを言っているわけですが、公共施設については全て、小・中学校、学校施設も全部光が入ったと思っておりますが、天竜区の中では、この回答にもあるように、100%には至らないという内容であります。そここのところでは、やはりサービスの限界というか、それが表れると痛切に感じていますけれども、そこはどうしても100%にはならないということ、天竜区だけではなくて、北区についてもどこまでいくのか、微妙な回答の書き方になってはいますが、そのこの詰めといえますか、これは民間の業者のいろいろ採算の問題もあろうかと思っておりますけれども、取組はいかがか。

○高林修委員長 酒井委員。委員長として申し上げますが、整備状況というのは、あくまで状況を聞かれているだけだと思っていて、そのような回答も企画調整部からされていますが、直接、区の再編と関係あるかといえば、いかがなものかなと思っておりますので、あくまで共産党さんのこの質問に対しては、この回答のとおりでございますということで、よろしいのではないかと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○酒井豊実委員 はい。

○高林修委員長 ですので、特にほかの会派の確認は求めません。

いずれにしても質問として出ましたので、共産党さんのこの質問に対してのこの回答については了解とさせていただきます。

最後の56番、これについても共産党さんのほうから、確認されることはありますか。

○酒井豊実委員 回答にもあるように、現在のふれあいセンター等の拠点を引き続き対応するという1点が書き込まれておりますので、現状了解をしたいと。

○高林修委員長 よろしいですね。

この56番について、ほかの会派の方、確認されることありますか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、56番についても了解とさせていただきます。

○加茂俊武委員 先ほどの防災の33とか35の地域本部とか、その緊急配備態勢、配備職員とか、その辺の話のときに、行政センターは行政センターのある町を所管して区本部へ情報を伝達すればいいということだったのですが、南地域本部とか東地域本部、浜北地域本部は分かりやすいですが、その辺がどこを所管してどのように本部に伝えるのかというのが分からないので、ある程度出してもらったほうがいいと思うのですが……。そこは了承というよりも、資料を請求させてもらってもいいですか。

○高林修委員長 この件は私も要望したような形になっています。このエリアをもう少し明快に示してもらえないでしょうか。

○区再編推進事業本部長 危機管理課と調整させていただきます。

○高林修委員長 加茂委員、それでよろしいですか。

○加茂俊武委員 はい、結構です。その雄踏にしても、雄踏だけ見ると、今の西区で空白地域が出て

まいりますのでお願いします。

○高林修委員長 それでは、事業本部長、危機管理監と調整をしていただいて、なるべく早いうちに私のほうに結果をお知らせください。

○区再編推進事業本部長 はい。

○高林修委員長 それでは、全ての項目について協議が終わりました。

それでは、認定項目のうち②主要組織の方針とデジタルの活用につきましては、大枠での協議は調いましたので、認定することといたします。

次回は8月12日木曜日午後1時半からを予定しておりますので、御承知おきください。

次回は、たたき台6案の比較検討をして、認定項目の④地域づくりについての協議となりますので、よろしく願いいたします。

質問事項につきましては、会派で取りまとめていただきまして、非常にタイトで申し訳ありませんが、8月4日午前9時までに事務局に提出をお願いいたします。

以上で行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

16:46